

文藝

ひがしよしの



令和五年五月二十三日青嶺俳句会から

水野露草 選評

◆特選の部

深吉野の山河麗し夏来たる

伊藤志津子

評

深吉野と呼ばれている東吉野は、一口に言っ
て無垢の自然がある。

山しかり、川しかり、住む人しかりである。

作者は、こんな自然の中に生活し、夏が来
たよろこびを「麗し」の措辞で表現している。

夢淵に草の息吹か風薫る

秋吉 正朝

評

高見川四郷川日裏川の三川が合流するところを夢淵と呼ばれている。

その昔、夢に現れた天神の教えにより、神
武天皇が巖瓮を沈めたと伝えられている。

作者は、夢淵を渡ってくる風が草から発し
た息吹と感じたのであろう。

感覚の研ぎ澄まされた句である。

岩越ゆるしぶさきらりと夏に入る 池田美砂子

評

「夏に入る」は二十四節気の一つで、夏の初
めの日をいう。

作者は、岩を超えたしぶさが光った瞬間を
捉えて立夏を感じたのである。

作句は、物を見てその一瞬を切り取るのが

大事であることの好例である。

◆準特選の部

桜の実捨へり山の小学生

濱田貴美子

若葉谷山改めの墨書かな

前田 景子

初夏の風大樹を揺らし目覚めけり

宮崎 利一

◆佳作の部

色も香も見た目も良くて豆の飯

伊藤志津子

ひと山を天蓋にして藤の花

松谷 忠則

ひと雨に青葉若葉のみずみずし

宮崎 成子

空耳かとも聞き澄ますほととぎす

池垣 昭美

銀髪の師を偲びをり浦島草

濱田貴美子

深吉野の朱き吊橋懸藤

辻 佐和子

二三枚田の神護る植田かな

前田 景子

明日は早や父の命日茄子を植ゑ

宮下 俊二

高見山背にして植ゑる夏野菜

宮崎 利一

ひとつばたご咲きて鳥声弾みけり

池田美砂子

坂道のてすり錆色桜の実

秋吉 正朝

つばめ飛ぶ田毎の水面すれすれに

秋吉 雅子

いそいそと輪島朝市あいの風

川村 貞子

◆入選の部

濃淡の新緑の山峠道

伊藤志津子

みどりごの夢膨みて新樹光

松谷 忠則

山里に鯉の靡きて端午の日

松谷 忠則

藤の花匂ふ夜風に吹かれたる

宮崎 成子

藍々と五月の空のかがやかに

宮崎 成子

柏餅先づは供へて葉の匂ひ

宮崎 成子

芍薬の開くと言ふに雨となる

池垣 昭美

芳香を両手に囲む朴の花

池垣 昭美

朴の花旗ひるがる村役場

濱田貴美子

藤房の先が川面に届きさう

辻 佐和子

木苺の熟れしをつまみ皆笑顔

前田 景子

祝賀のご報告

令和五年五

月二十七日開

催の俳人協会

第五十八回関

西俳句大会で

青嶺俳句会の

池田美砂子さ

んが大会賞を

受賞されまし

た。

大賞句

宵積みを

高く初荷の

吉野杉

初荷とは、

正月の初商い

用に荷を美し

く飾って送

り出すことで

草むらに浦島草の咲き出せり

川村 貞子

宮下 俊二

宮下 俊二

宮崎 利一

宮崎 利一

池田美砂子

池田美砂子

秋吉 正朝

秋吉 正朝

秋吉 雅子

秋吉 雅子

川村 貞子

川村 貞子



す。

掲句は、前日の宵、トラックに高々と積み上げた吉野杉を何台かのトラックが連なり、山間の道路を進んで行く深吉野の正月の風景を詠んでいます。

吉野杉に初荷の旗を立て、晴れ晴れと通り抜けて行くトラックの様子を、まぶしく見送っている作者の様子が伝わってきます。

池田さんは、青嶺俳句会で研鑽を積み、此の度は俳句界の登竜門である関西俳句大会の大会賞を受賞されましたのは真によるこばしいことであり、青嶺俳句会の誇りとなりました。

これからの益々のご活躍をお祈り致します。



短歌の部 一般投句から

子の住める田圃蛙の合唱も
歌へと変へて眠りにつくらし

福井メイ子

梅雨寒し車窓に写る新緑の
揺らぐ中より青き空見ゆ

福井メイ子

雨の日は祖母なつかしみ芋掘れば
母を偲びて夏は来にけり

浦田由美子

ささやかな山の暮らしの明け暮れに
我が相棒の小さき畑

浦田由美子

青嵐は叩く幼が落書きの
文字が残れる納屋の板戸を

浦田由美子

音羽山観音寺住職訪ねしを
笑顔あふれる卯年生まれの方

辻 由美子

「あるがままの自分で、まあいいか」そうね
それでいいのね、私酉年生まれ

辻 由美子



どっぴり
山皇暮らし絵日記

257

平野在住
宮崎利一

魑魅魍魎

ちみもりよう

暑い夏の夜は妖怪話。少しでも涼しい話を考えてたら「魑魅魍魎」いう言葉が浮かんだ。なんと暑苦しい漢字なんだ。

魑魅は山の妖怪で、魍魎は川の妖怪だそう。すると山と川だらけの東吉野村は、妖怪だらけになる。それも恐ろしい話だけど。草木も眠る丑三つ時といわれる午前二時頃になると、妖怪たちが山や川で宴会騒ぎをしているに違いない。一度お目に掛かりたいものだ。人間の姿をした妖怪がいるかも知れないが。

ところで幽霊と妖怪はどう違う。幽霊は、死んだ人の霊で、この世に未練や恨みがあったり、成仏できないまま死者が因縁のある人の前や場所を姿を現す。番町皿屋敷のお菊や四谷怪談のお岩さんなどが幽霊である。

それに引き替え妖怪は、奇怪現象や非日常的な存在。鬼や、天狗、河童、一目小僧、ろくろ首などが妖怪になる。

漫画家の水木しげるの妖怪は楽しい妖怪がいっぱい出てくる。そして百鬼夜行と言って、妖怪どもが、寝静まった夜にぞろぞろ行進しているらしい。

現代では、単なる化け物ではなく、多くは化け物のように得体の知れない人間達が夜な夜なうごめいているのかも知れない。

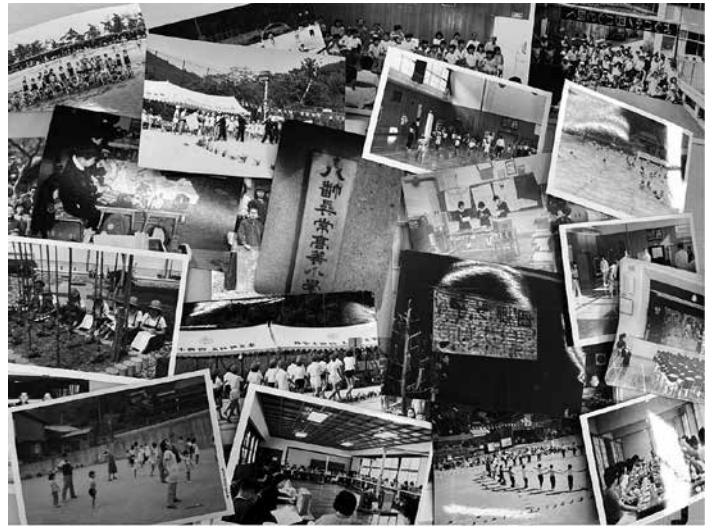
ほら耳を澄ますと、妖怪が練り歩いている音が聞こえてくる。

今日もどこかでカラコンカラコン。

【昔の東吉野村や四郷の写真、発見！】

旧四郷小の一室に、四郷小時代、またそれ以前の貴重な資料が集められた部屋があります。その中から四郷小の当時の写真や、統合前の八幡小学校や当時の子供たち、行事の様子などが収められた写真がたくさん出てきました。

「自分の父母、親戚などが映っている。」という方もおり、当時を知る人にとってはより一層思い出深いものばかりです。この貴重な写真を、どうしていくのか？これも旧四郷小の今後の楽しみな展開の一つでもあります。



いつでも見ていただけるように簡易的な閲覧スペースを設けておりますので、ぜひ見に来てください。

そして、7月と8月は毎年夏休みに奈良女子大学が主催している野外体験学習があります！

【夏休み（親子向け）野外体験学習】

東吉野村野外体験実習（7月）

林業体験：7月22日（土）
12：00～16：30
申込期間：7月1日～7月14日



東吉野村野外体験実習（8月）

川の環境について学ぶ：8月9日（水）
11：00～16：00
申込期間：7月1日～7月25日



いずれも対象は小1～中3の児童生徒とその保護者、募集人数は24名です。参加申し込みは各回それぞれの申し込み期間中に、共生科学研究センターのホームページ <http://www.nara-wu.ac.jp/kyousei/> または各回のQRコードから行ってください。

旧四郷小からこんにちは！奈良女子大学の活動報告

こんにちは！奈良女子大学（社会連携センター）の特任助教を務めております大谷です。
先月の活動報告と今後のイベント情報をお知らせいたします。

【6月9日（金）第二回座談会開催しました！】

4月より、みなさんと旧四郷小のこれから、そして東吉野村のこれからを考えていく「座談会」を始めました。隔月開催しております、二回目の開催となる今回は先月の9日（金）に開催しました。

四郷地域に限らず、村内のみなさま、役場のみなさま、そして奈良女子大学より酒井教授も旧四郷小に足を運んでいただき活発な意見交流の時間となりました。



旧四郷小が今後どのように動いていくのか、自分たちで考え、動き、場所を作る。そんないい機会になっているのではと感じております。お忙しい中時間を作ってご参加いただいたみなさまに感謝いたします。

次回は**8月4日（金）9時30分～10時30分**の予定です。お子様を連れて、また見学がてらのご参加など大歓迎です。ぜひご参加ください。

【みんなで掃除の日、始動！】

座談会以外にも、《みんなで掃除の日》を設け動き出しています。先日も地域の方や四郷地区以外の方も参加してくださり、教室の中の床掃除や、旧四郷小に続く道の草引きや伐採など、それぞれ自分たちができるところを綺麗にしました。

掃除が終わったら、みなさんが持ち寄ってくださった差し入れで休憩をしながらたのしいひと時を過ごしました。

何よりこうして旧四郷小に心を寄せてくださっていることを嬉しく思います。

ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました。

《みんなで掃除の日》

次回は7月3日（月）10時～11時の予定です。

どなたでもご参加お待ちしております。

INFORMATION

旧四郷小座談会の
お知らせ

8月4日（金）

9時30分～10時30分
場所：旧四郷小学校

これからの旧四郷小のこと、
みんなで話しませんか？
奈良女子大学の先生方と、役場の方と、
村のみんなで考えてお話しする会です。

10月13日 / 12月8日 / 2月9日

↑ ↑

今後の日程はこちら！隔月金曜日9時30分～



国民年金のお知らせ

～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～ 国民年金保険料の追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付・法定免除^{*}）・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

※障害年金を受けている期間や生活保護の生活扶助を受けている期間などは、本人からの届出により国民年金保険料が全額免除されます。これを法定免除といいます。

免除の承認を受けた年度の保険料を令和5年度中に追納する場合の額

免除等を受けた期間	追納保険料額（円）			
	全額免除 法定免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成25年4月～26年3月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年4月～27年3月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年4月～28年3月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年4月～29年3月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年4月～30年3月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年4月～31年3月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
平成31年4月～令和2年3月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和2年4月～令和3年3月分	16,540円	12,400円	8,270円	4,130円
令和3年4月～令和4年3月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円
令和4年4月～令和5年3月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円

☆追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

介護保険のお知らせ

◎介護保険料が決定されます。

7月初旬に、今年度のみなさまの保険料を決定します。

決定後、みなさまに通知書を送付させていただきます。保険料の決定基準については、通知書に同封させていただきます。

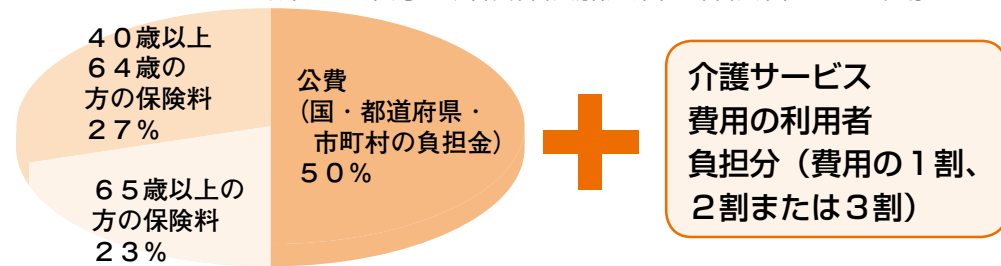
※介護保険料の納付方法は、特別徴収（年金による納付）と普通徴収（納付書等による納付）の2種類に分けられます。（原則特別徴収で、本人の希望により普通徴収に変更することはできません。）

通知書の期別保険料額欄の特別徴収に金額が記載されている方は年金より納付いただくこととなりますので、改めて納付いただく必要はありません。また、普通徴収に金額が記載されている方は、同封の納付書により納付ください。（口座振替の申請をされている方は、納付書は入っておりません。）

◎みなさまの保険料が介護保険制度を支えています。

『介護保険の財源』

介護保険の運用に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。



保険料の納付にご協力をお願いします。

保険料を納めないでいると・・・

特別な理由もないのに保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときのためにも、保険料はきちんと納めましょう。

※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときには、徴収の猶予や減額、免除を受けられる場合もあります。保険料の納付が難しいときは、そのままにせず担当窓口までご相談ください。



ここがポイント！介護保険料

●介護サービスを利用していないのに・・・

原則として、40歳以上の人は全員が保険料を支払います。介護保険は、支え合いの制度です。いつか介護が必要になったときに安心して介護サービスを利用するためにも、納付にご協力をお願いします。

●納付方法って選べないの？

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択す

1年以上滞納すると

サービス利用料がいったん全額自己負担となり、申請によりあとで保険給付分（9割）が支払われます。

1年6ヶ月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費（利用者負担が一定額を超えた場合に支給される）が受けられなくなったりします。

ることはできませんので、村からの通知にしたがって、決められた方法で納付をお願いします。

●地域によって保険料が違うのは？

65歳以上の人の保険料は、各市区町村でかかる介護サービス費用などに基づいて決まります。

そのため、介護サービスの内容や65歳以上の人口の違いなどによる保険料の差が生じるのです。

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

国民健康保険のお知らせ

令和5年度の村国民健康保険税額が決定されます

7月初旬に、国民健康保険に加入するすべての方の令和5年度国民健康保険税額を、令和4年中の所得に基づき決定されます。決定後、みなさまに『納税通知書』を送付させていただきます。

※国民健康保険税は、被保険者のみなさんが、病気やケガをしたときの医療費にあてられる大切な財源です。被保険者のみなさんは、医療を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」があります。

※保険税は、期限内に必ず納めてください。

村国民健康保険税の税率は下記のとおりです

区分	所得割	均等割 (1人あたり)	平等割 (1世帯あたり)	限度額
医療分	7.5%	25,550円	19,925円	650,000円
後期高齢者 支援金分	3.2%	10,950円	8,300円	220,000円
介護分	3.3%	19,100円		170,000円

※保険税は、所得に応じて軽減措置があります。

国民健康保険税の軽減措置

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険税が軽減されます。

(1) 均等割額、平等割額の軽減

国民健康保険の世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額の合計が下記の基準を下回る場合は、基準に合わせて軽減が受けられます。

7割軽減：世帯の国保加入者の合計所得が

43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下の場合

5割軽減：世帯の国保加入者の合計所得が

43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+(29万円×(加入者数))以下の場合

2割軽減：世帯の国保加入者の合計所得が

43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+(53.5万円×(加入者数))以下の場合

◎軽減判定の基準となる所得には擬制世帯主の所得も含まれます。

(擬制世帯主とは、国民健康保険の被保険者ではない世帯主のことです)

※必ず所得の申告を行ってください。

未申告の場合、軽減措置等に必要所得区分の判定がおこなえず、保険税及び医療費が高額になったときの軽減等が受けられなくなります。

納付には、便利な口座振替をご利用ください

★口座からの引き落とし日 7月～翌年2月 各月の25日

(25日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。)

高齢受給者証の更新について(70歳以上の方)

現在お持ちの『高齢受給者証』の有効期限は、令和5年7月31日までとなっています。

現在70歳以上75歳未満の方および令和5年7月中(8月1日含む)に70歳になられる方には令和4年中の所得に基づき一部負担金の割合を決定した『高齢受給者証』を7月下旬に送付します。

令和5年8月以降に70歳に到達される方には、誕生日の翌月(1日生まれは誕生月)に送付します。

お問い合わせ先 税務保険課(42-0441)

福祉医療等のお知らせ

子ども・障害者・ひとり親・精神医療費受給資格者証の更新について

現在使用されている各医療費受給資格証の有効期限は、7月31日までとなっています。対象の方には6月に申請書を送付しています。申請がまだの方は、手続きをお願いします。受給資格審査の結果、資格のある方には、7月中に『医療費受給資格証』を送付します。
※助成要件を満たす方で申請書が届いていない方は、税務保険課までお問い合わせください。

重度の医療費受給資格について

重度の医療費助成者には、他の医療制度で使用している医療費受給資格証は発行していませんが、他の制度と同じく資格の有効期限が7月31日までとなっています。対象の方には同じく申請書を送付しています。申請がまだの方は、手続きをお願いします。
※助成要件を満たす方で申請書が届いていない方は、税務保険課までお問い合わせください。

福祉医療費助成制度等の概要

1. 制度名

子ども	子ども医療費助成制度
心障	心身障害者医療費助成制度
ひとり親	ひとり親家庭等医療費助成制度
精神	精神障害者医療費助成制度
重度	重度心身障害老人等医療費助成制度

重度	①村内に住所を有する後期高齢者医療制度に加入の方 ②次のア、イのいずれかに該当する方 ア 心身障害者医療費助成事業の対象となる方 イ ひとり親家庭等医療費助成事業の対象となる方
----	---

2. 助成要件

国民健康保険又は社会保険に加入の方及び社会保険の被扶養者で各制度ごとの要件すべてにあてはまる方が対象となります。

子ども	①東吉野村内に住所を有する子どもを主として養育している方 ※子どもとは、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ②所得制限なし
心障	①村内に住所を有する1歳以上の方（後期高齢者医療制度該当者を除く）で身体障害者手帳（1級、2級）及び奈良県交付の療育手帳（A1、A2）をお持ちの方 ※現在、療育手帳Aをお持ちの方も心身障害者医療費助成の対象者です。新しい手帳に更新されましたら、Aの表示からA1（最重度）または、A2（重度）の表示に変わります。 ②令和4年中の所得が、旧国民年金法施行令に定める額を超えない方
ひとり親	①村内に住所を有する方（村内に住所を有する者に扶養又は養育されているア・イの児童は除く） ②次のアからエのいずれかに該当する方 ア 配偶者のいない18歳未満の児童を扶養している女子及び男子 イ アに掲げる者に現に扶養されている18歳未満の児童 ウ 父母のいない18歳未満の児童 エ ウの児童を養育している配偶者のいない女子及び男子又は婚姻をしたことのない女子及び男子 ③令和4年中の所得が、児童扶養手当法施行令に定める額を超えない方
精神	①精神障害者手帳の1級・2級をお持ちの方 ②令和4年中の所得が、旧国民年金法施行令に定める額を超えない方

3. 助成内容

子ども	保険医療費の自己負担相当額（※1）
心障	1歳から18歳の方……保険医療費の自己負担相当額（※2） 上記以外の方……保険医療費の自己負担相当額（※2）から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円 （14日未満の入院の場合500円）
ひとり親	0歳から18歳の方……保険医療費の自己負担相当額（※2） 上記以外の方……保険医療費の自己負担相当額（※2）から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円 （14日未満の入院の場合500円）
精神	保険医療費の自己負担相当額（※2）から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円 （14日未満の入院の場合500円）
重度	保険医療費の自己負担相当額（※2）から次に掲げる額を控除した額 ・外来療養 診療報酬明細書ごとに 500円 ・入院療養 診療報酬明細書ごとに 1,000円 （14日未満の入院の場合500円）

※1 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額を除く
※2 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額に相当する額を除く

健診についてのお知らせ

◎集合健診を受診されていない方へ、個別健診の受診券を送付します。

★特定健康診査・後期高齢者健康診査について

○個別健診について

- 実施期間 令和5年7月～令和6年3月31日（受診券は7月中に送付します。）
- 対象者 東吉野村国民健康保険加入者で40歳以上の方
（今年度40歳になる方も含みます）
後期高齢者医療保険加入者
- 実施内容 診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
- 自己負担 無料
- お申し込み 対象者に受診券を送付いたしますので、受診前に下記医療機関へ直接お申し込みください。
- 実施医療機関 村内 米田医院、下間医院 及び 県内医療機関（受診できない医療機関がありますので事前に役場税務保険課にお問い合わせください。）
お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

★若年者健康診査について

○個別健診について

- 実施期間 令和5年7月～令和6年3月31日（受診券は7月中に送付します。）
- 対象者 東吉野村国民健康保険加入者で20歳以上39歳以下の方
（今年度20歳になる方も含みます）
- 実施内容 診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
- 自己負担 無料
- お申し込み 対象者に受診券を送付いたしますので、受診前に下記医療機関へ直接お申し込みください。
- 実施医療機関 村内 下間医院
上記以外の医療機関では受診できません。
お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

★生活保護受給者個別健康診査について

○個別健診について

- 実施期間 令和5年7月～令和6年3月31日
- 対象者 村内在住で、生活保護を受給している20歳以上の方
（今年度20歳になる方も含みます）
- 実施内容 診察、血液検査、尿検査、血圧測定、身体計測、心電図
- 自己負担 無料
- お申し込み 希望者は、必ず住民福祉課へお申し込みください。受診券をお渡しします。
※受診券がなければ受診できませんのでご注意ください。
- 実施医療機関 村内 下間医院
上記以外の医療機関では受診できません。
お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

※個別健診又は集合健診どちらか一方となり二回目は個人負担となります。

※医療機関によって実施期間が異なりますので、必ず事前に受診先へお問い合わせください。

自筆証書遺言書保管制度

あなたの遺言書、法務局が守ります

- 1 遺言書の紛失、改ざんの防止
- 2 家庭裁判所の**検認不要**
- 3 相続人等への**保管の通知**
- 4 保管手数料**3,900円**



遺言書を作成して
相続手続きをスムーズに

あなたの遺言を
きちんと
伝えるための
制度です

遺言書の内容については
法律の専門家への
相談をお願いします

手続きには
予約が必要です！！



お問合せは
奈良地方法務局桜井支局まで
TEL 0744-42-2896

遺言書保管制度

検索



法務省ホームページ



令和6年4月1日から相続登記の 申請が義務化(※)されます！



※正当な理由がなく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科されることがあります。

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
- 今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をきちんと済ませましょう！

相続・登記の
専門家への相談
もご検討ください

登記の手続きは
法務局のホームページを
ご覧ください



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

お問合せは**奈良地方法務局**まで
TEL 0742-23-5230

あなたと家族をつなぐ相続登記

検索



法務省ホームページ

東吉野村観光パンフレット「love letter」に新しく掲載する店舗を募集します

募集期間 7月3日(月)～7月21日(金)

掲載内容 ①店舗写真 ②店舗名 ③住所 ④電話番号 ⑤営業時間 ⑥定休日等

※掲載条件及び申請方法、掲載イメージ等の詳細については、下記の東吉野村ホームページでご確認ください。

また、現在掲載中の店舗については、別途掲載継続に係る確認をいたします。

東吉野村 HP <http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/>

お問い合わせ先 地域振興課(42-0441)

がん患者サロン「よしの」の開催について

患者サロンは、がん患者や家族同士が悩みや不安を語り合うことができ、ピアサポーターと同じ体験をした仲間が集う場です。はじめての方もぜひご参加ください。

日時 7月28日(金) 13時30分～15時30分

場所 吉野保健所2階 大会議室(下市町新住15-3)

内容 交流会

*当日は、南奈良総合医療センター がん相談員(がん性疼痛看護認定看護師)も参加します。

対象 県内に居住されているがん患者・家族

お申し込み 電話または FAX

住所、氏名、電話番号、参加人数を下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

※参加無料です

お問い合わせ先 吉野保健所 健康増進課 地域保健第三係

TEL 0747-64-8134(月～金《休日除く》9時～17時)

FAX 0747-52-7259

消費税インボイス制度説明会・登録要否相談会を開催します！！

開催日時		開催場所	説明会等の名称等	事前予約期限	備考
年月日	時間				
7.19(水)	14:00～ 16:00	〒639-3194 吉野町丹治200番1 (吉野税務署2階会議室)	・インボイス制度 説明会 ・登録要否相談会	7月14日(金) 17時まで	※登録要否相談会は、 予約受付順にご案内 するため、ご案内ま でお待ちいただく場 合があります。
8.2(水)				7月28日(金) 17時まで	
8.23(水)				8月18日(金) 17時まで	
9.6(水)				9月1日(金) 17時まで	
9.29(金)				9月22日(金) 17時まで	

説明会・相談会は事前予約制です。(お早めにご予約願います)

申込・お問い合わせ先 吉野税務署 法人課税部門 TEL 0746-32-3385(代表)

※音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。

7月は「差別をなくす強調月間」です



奈良県では、毎年7月を「差別をなくす強調月間」と定め、あらゆる差別をなくすためのさまざまな取組を行っています。

身近な差別をなくすため、一人ひとりが人権問題を正しく理解し、日常生活において差別を見抜く力を養い、人権感覚を磨くことが大切です。

すべての人が「生まれてきてよかった」と実感できる「差別のない明るい東吉野村」をめざし、人権尊重のむらづくりを進めましょう。

東吉野村における取組

◆差別をなくす村民集会

【日時】 7月11日(火) 午後1時～午後3時25分(終了予定)

【場所】 東吉野村住民ホール

◆人権・行政相談

【日時】 7月20日(木) 午前10時～正午

【場所】 東吉野村中央公民館 1階事務室

第73回 “社会を明るくする運動”

7月1日～31日

“犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ”

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

奈良県においては、「青少年の非行・被害防止運動」「差別をなくす強調月間」及び「奈良県人権施策に関する基本計画」を実施する関係機関・団体と緊密に連携しながら、地域に根ざした、幅広い活動を展開することにより、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支えるとともに、人権が尊重され、差別されることがない、青少年が健全に育成される、住民同士が共に支え合う、明るい地域づくりの実現を図ろうとするのが、社会を明るくする運動です。

毎年7月を、この運動の強調月間としています。

令和5年度 村民生活応援券を発行します

電気・ガス・食料品等の価格高騰による影響を受けている、村民のみなさまや店舗等の事業者のみなさまを支援し、地域の振興を図ることを目的に、東吉野村では、東吉野村の住民基本台帳に記録されている全ての方に対して、村内で期間限定で使用できる「村民生活応援券」を発行します。

500円のお買い物・サービスで500円の応援券1枚が使用できます。
ぜひご活用ください。

《村民生活応援券の概要》

- ・実施主体 東吉野村
- ・配布対象者 令和5年6月1日時点で東吉野村の住民基本台帳に記録されている全ての方（令和5年6月28日までに転出した方は除きます）
- ・配布方法 特定記録郵便による郵送
- ・配布開始日 令和5年6月29日
- ・配布金額 1人あたり500円券×10枚＝合計5,000円分
- ・使用期間 令和5年7月1日～令和6年1月31日
- ・使用方法 事前に登録された、村内の事業所・店舗等において、500円のお買い物・サービスで応援券1枚が使用できます。
※500円未満でも使用できますが、おつりはできません。
※一度のお買い物・サービスで複数枚の使用ができます。
ただし、切手、商品券、ビール券、図書券、印紙等の購入や、公共料金の支払い等には使えません。

使用可能な店舗としてご登録いただける事業者も随時募集しております。詳しくは、総務企画課（42-0441）までお問い合わせください。

令和5年度住民税非課税世帯給付金のご案内

住民税非課税世帯給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯



村から確認書又は申請書が届きます

令和5年6月1日時点において住民登録のある方で該当する方に書類を送付しますので内容を確認し必要事項を記入の上返送してください。

【提出期限】 令和5年10月31日（火）

※世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は添付書類とともに申請が必要です。

臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

避難行動要支援者名簿登録等のお願い

～あなたの大切な命を守るために～

村では、災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対して、災害情報の提供や避難等の手助けが地域の中で素早く、安全に行われる体制づくりを進めています。

避難支援を希望される方の情報を名簿に登録し、個別避難計画（災害時の避難支援等の計画）を作成し地域等と行政で情報共有し、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

1. 登録方法は？

登録を希望される方は、「調査票（兼申請書）」に必要事項を記入の上、役場住民福祉課へご提出ください。

2. 登録対象者は？

登録対象者は、右図の①から⑥のいずれかに該当する方のうち、災害時において地域で支援を希望される方です。

ただし、支援を受けるために必要な個人情報や避難支援等関係者へ提供すること等に同意が必要です。

次の場合は登録の必要はありません。

- 福祉施設等の入所者及び入院患者
- 同居親族の支援が受けられる方

※なお、名簿への登録によって災害時の支援が必ず保証されるものではありません。

3. 避難支援者とは？

避難支援者とは、日頃から見守りを行ったり、災害時に避難情報の伝達や避難行動要支援者と一緒に避難する方です。

避難行動要支援者名簿登録対象者
①要介護認定3～5
②身体障害者手帳1級・2級
③療育手帳A
④精神障害者保健福祉手帳1級
⑤75歳以上の高齢者単独世帯
⑥①～⑤の条件に準ずる者以上の条件に該当する方

避難支援者は、ご近所にお住まいの方等を、申請者本人又はご家族で選定してください。

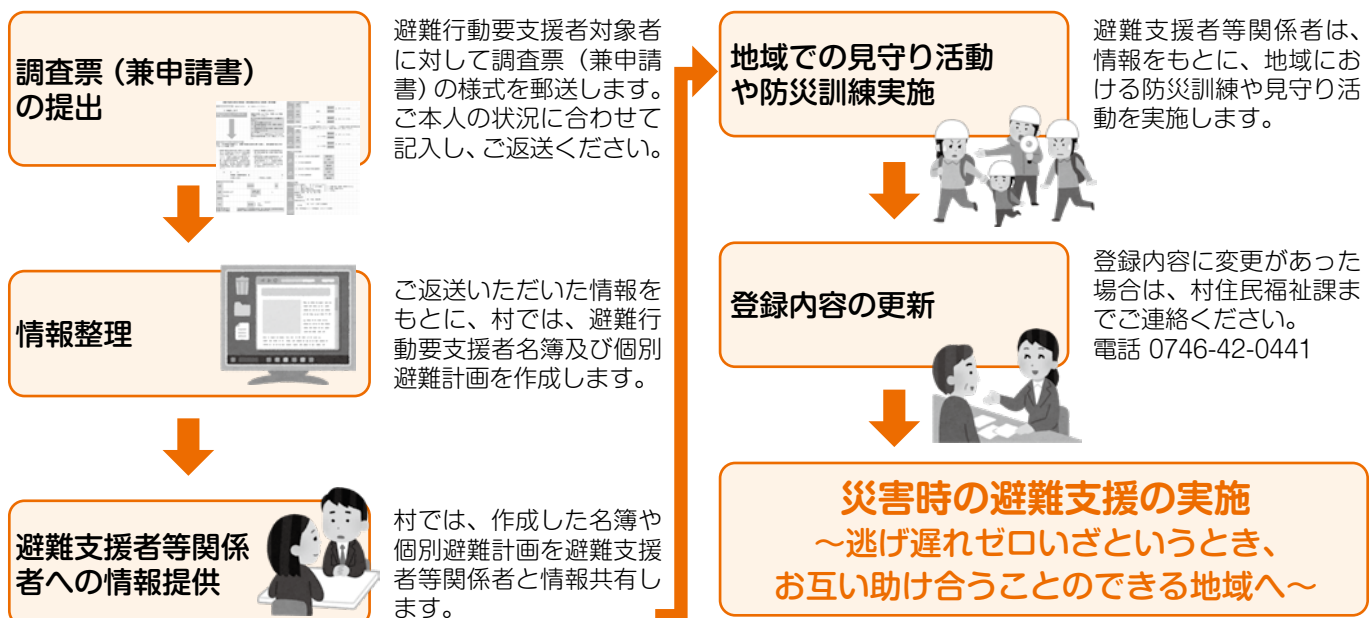
避難支援者本人に必ず同意を得てください。

避難支援者が見つからない場合は、地域の民生委員や自治会役員等に相談し、避難支援者を選定してください。

避難支援者は、ボランティア精神にもとづき支援を行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

災害時要配慮者支援の取組について



※奈良県警察、奈良県広域消防組合、東吉野村区長会に加盟する自治会、東吉野村民生児童委員協議会、東吉野村消防団その他避難支援等の実施に携わる関係者

お問い合わせ先 住民福祉課（42-0441）

令和5年度奈良県広域消防組合消防職員採用募集案内【後期】

奈良県広域消防組合では、令和6年4月1日採用予定の消防職員を募集します。

1 募集区分 大学区分・短大区分・高校区分・救命士区分

2 募集案内詳細について

令和5年7月下旬ホームページにて掲載予定
(URL:<https://www.naraksk119.jp>)

3 お問い合わせ先

橿原市慈明寺町149番地の3

奈良県広域消防組合消防本部人事企画課人事係 (TEL 0744-20-1119)



令和5年度警察官（第2回）採用試験について

1. 第1次試験日

(1) 教養試験・論(作)文試験 9月17日(日)

(2) 体力試験・口述試験 10月7日(土)、8日(日)のうち指定する1日

2. 受験資格

(1) 大卒区分 平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は令和6年3月末日までに卒業見込みの人。

(2) 大卒区分以外 平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた人で上記(1)以外の人。

3. 受付期間

郵送(簡易書留)・持参(下記受験申込先へ) : 7月5日(水)~8月18日(金)

インターネット(県警ホームページから) : 7月5日(水)~8月14日(月)

4. お問い合わせ・受験申し込み先

奈良県警察本部警務課採用係

住所 〒630-8578 奈良市登大路町80番地

TEL 0120-351-204 (採用フリーダイヤル)

URL <https://www.police.pref.nara.jp/>

5. 担当者

奈良県警察本部警務課採用係 植松(代表 0742-23-0110 内線 2624)

自衛官募集のお知らせ

募集コース	一般曹候補生	自衛官候補生 (中途採用も含む)
対象年齢	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない者	18歳以上33歳未満 ※32歳の者は、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達しない者
受付期限	～令和5年9月5日(火)	年間を通じて実施
試験期日	※受付時又は自衛隊奈良地方協力本部のホームページにてお知らせします。	
試験種目	1次 筆記試験 2次 □述試験 身体検査	筆記試験 □述試験 適性検査 身体検査等
試験場所	別示	別示
お問合せ お申込み	自衛隊奈良地方協力本部 五條地域事務所(担当:細木、松村、大元) 〒637-0004 五條市今井5丁目1-12サンタウン2階 TEL 0747-22-3789	

村の職員を紹介します Vol.2

地域振興課

合田 憲司

Goda Kenji



はじめまして、地域振興課の合田と申します。

吉野町にある奈良県フォレスターアカデミーで2年間森林や林業のことについて学び、林務専門職として今年4月から奈良県より派遣されました。

法改正のタイミングと重なったこともありましたが、早速皆様には様々な点でご面倒をおかけしてしまい心苦しく感じております。

村民の皆様の思いを林政に生かせるよう一生懸命頑張りますので、今後とも何卒よろしくお願いいたします。

東吉野まるごとフェスティバル

昨年まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小開催しておりました東吉野まるごとフェスティバルは、11月18日・19日に通常開催で予定しています。

農林産物品評会では、1人5点まで出品できますので、出品物の作付準備をお願いします。たくさんの出品をお待ちしております。

また、文化展覧会、農林産物品評会等への出品、フリーマーケット等への申込は10月号広報折込チラシでお知らせします。

みなさまのご参加お待ちしております。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

ゆっくり温泉 いい気分！！

遊んで流した汗を温泉でスッキリ爽快いい気分になりましょう。

両温泉では、皆様のお越しを心よりお待ちしております。

☆やはた温泉は、ひのき風呂・岩風呂

☆たかすみ温泉は、ひのき風呂・マキ風呂・岩風呂（露天風呂）

◎営業時間

午前11時～午後9時（最終受付時間は午後8時30分まで）

◎温泉の定休日

（やはた温泉）毎週火曜日 ・ （たかすみ温泉）毎週木曜日

但し、定休日が祝日の場合は、翌日が定休日となります。

◎入浴料

両温泉とも、大人500円（12歳以上）小人200円（6歳以上12歳未満）6歳未満無料です。

◎お得な入湯情報

回数券は、大人（11枚綴り）5,000円 小人（11枚綴り）2,000円

ふるさと村・やはた温泉・たかすみの里は、指定管理者制度を利用して、奈良交通株式会社に管理運営をお願いしています。

引き続き皆様のさらなるご利用をお願いします。



さくら苑だより

5月8日より新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症へと移行されました。さくら苑のような介護施設では引き続き感染対策をとることとなっておりますが、徐々にコロナ前の日常に戻せるように努力してまいりたいと考えております。

皆さんの笑顔が一番です。

第一興様からレンタルしているカラオケ機材とインストラクターをお招きして利用者様に介護予防レクリエーションを実施しました。皆さん笑顔で楽しんでくださっていました。

面会をご希望の方は、事前にさくら苑までお問い合わせください。

お問い合わせ先 さくら苑 TEL 0746-32-8950



水道料金のお知らせ

電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける家庭や事業者の負担軽減を図るため、水道料金について令和5年6月から令和5年11月までの6ヶ月分の基本料金を免除します。

ただし、基本料金を超える超過料金については請求の対象となります。

令和5年度

水道料金		納期限	
令和5年 4月・5月分	通常料金	令和5年	6月30日
令和5年 6月・7月分	基本料金のみ免除 ※超過料金については必要です		8月31日
令和5年 8月・9月分	基本料金のみ免除 ※超過料金については必要です		10月31日
令和5年10月・11月分	基本料金のみ免除 ※超過料金については必要です	令和6年	1月4日
令和5年12月・令和6年1月分	通常料金		2月29日
令和6年 2月・3月分	通常料金		4月30日

※口座振替をご利用の方は、各納期月の25日（25日が金融機関等休業日の場合、翌営業日）が振替日となりますので預金残高のご確認をお願いします。

☆水道料金の納付には便利な口座振替をご利用ください。

申込み手続きは

○南都銀行 ○奈良県農業協同組合（JA） ○ゆうちょ銀行の預貯金口座をお持ちの方は、その金融機関に預貯金通帳と通帳印鑑をご持参の上、お申し込みください。

村内の金融機関には「東吉野村村税等口座振替依頼書」があります。

使用者の皆様になめていただく水道料金は、水道事業を進めていくための大切な財源です。納期限までに納付してください。

ご不明な点や質問等ございましたら、地域振興課までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先 地域振興課（42-0441）

奈良県就職支援サイト「ジョブなら net」がリニューアルしました！

このたび、奈良県内での就職を希望する求職者と県内企業・事業所とのマッチングを支援する県の就職支援サイト「ジョブなら net」を大幅にリニューアルしました。

県内で働きたい求職者の方や、人材募集をしたい県内企業・事業所の皆様は積極的にご活用ください。

お問い合わせ 奈良県外国人・人材活用推進室

TEL 0742-27-8812

FAX 0742-27-2319

URL www.job-nara.pref.nara.jp



吉野川マナーアップキャンペーン

吉野川の清流を守るため、7月22日（土）から8月31日（木）の間、「吉野川マナーアップキャンペーン」を展開します。生活用水や農業用水の水源である吉野川の水は、私たちにとって、かけがえのないものです。

この清流を守り、美しい吉野の自然を守るのは、一人ひとりの心がけと行動です。

行楽客などにゴミの持ち帰りなどのマナー向上を呼びかけます。美しい吉野川を守るためにきれいに後片付けをしましょう。



固定資産税第2期分・国民健康保険税第1期分 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）第1期分 介護保険料（普通徴収分）第1期分の

口座振替日は 7月25日（火）

納期限は 7月31日（月）です。

納税には、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。納期限までに納めましょう。

（お問い合わせ先） ○固定資産税・国民健康保険税

後期高齢者医療保険料について

税務保険課

○介護保険料について

住民福祉課

TEL（42-0441）

てんいち先生



7月は 差別をなくす強調月間



定例人権・行政相談所を 開設します。

日時 7月20日(木)
10時～12時

場所 大字小川 村中央公民館

差別に関することやプライバシーの侵害など、人権問題に関することを人権擁護委員が、また、行政機関が所轄する業務についての苦情や要望について、行政相談委員がそれぞれ相談に応じます。

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署 ☎0744-46-0110

宇陀警察庁舎 ☎0745-82-0110

特殊詐欺の手口追加

ここ最近、自動音声によるガイダンスで誘いをかける手口が増加しています。

家庭電話に対し、電話をかけ、コンピューター音声によりガイダンスを流し、プッシュダイヤル入力をさせ、詐欺の誘いをかけるといった手口等です。

冷静になればおかしな電話とすぐを感じるものですが、慣れていないことから誘いどおりに入力を進めてしまうといった事案に発展しています。

この手口以外にも、今までの手口である、

- 役場職員騙り・警察官騙り・百貨店騙り・医者騙り
- クレジット会社騙り・銀行員騙り・息子騙り・弁護士騙り
- 住宅メーカー騙り（「高齢者施設への入所権が当たりました」などとうし向け、入所する手付け金請求や入所権は転売すれば高額で取引できると騙り、名義貸しは犯罪などと言ったりしてお金をだまし取ろうとする手口）

など、ありとあらゆる手口で騙しにかかっています。

冷静に考えればいずれも、看破することができます。

- ・不安を感じさせる話（振り込まなければ裁判になる、警察に逮捕される、多額の請求がくるなど）
- ・人の欲望をかき立てる話（儲かる、得をするなど）などを餌に、言葉巧みに誘い出します。

今一度、身に覚えのない電話には、相手をしない、決断する前に誰かに相談するといった方法で被害に遭わない心がけをしましょう。

夏休み期間における交通トラブルに注意

これから夏休み期間に入り、レジャーなどで、村内へと様々な人の出入りが見込まれます。

普段とは違った車の通行などで、交通事故の発生、通行トラブルが起こる可能性があります。

これらのトラブルを回避するため、交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。

旅行に行かれる際も、行く先々でのトラブル回避のため安全運転に努めてください。

村内の事件事故（5月中）

- 刑法犯等～発生はありませんでした。
- 交通事故～人身事故 0件
- 物損事故 0件



すくすく育ってね



樋口 吾徳 ちゃん (小川)

一歳の誕生日おめでとう☆
元気に生まれてきてくれて本当にありがとう。
大きく育ってね。

パパ、ママより



「すくすく育ってね」コーナーでは、満1歳を迎えられたお子さまを対象に、保護者のご了承を頂いた方のみ掲載しております。

戸籍の窓

令和5年5月16日から令和5年6月15日までに役場窓口に届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
石本 眞砂子	81歳	伊豆尾

人の動き

令和5年5月末日現在

●人	□	1,555人	(- 6)
男		726人	(- 2)
女		829人	(- 4)
●世帯数		889戸	(- 4)

()内は先月末現在との比較

編集後記

今年の鮎漁解禁日はあいにくの雨となりましたが、解禁を待ちわびた釣り人が本村を訪れました。例年に比べると、暑さはまだ控えめな感じがしますが、熱中症等に気を付けてお過ごしください。7月30日には、役場下駐車場や河川などでFAM 2023 (村魅力発信イベント) が開催されます。夏休みの思い出作りにどうでしょうか? ご近所ご親戚の方をお誘いあわせのうえ沢山の方がお越しくださる事を心よりお待ちしております。事前予約制のコーナーもありますので、詳しくは村ホームページをご覧ください。

(ひろし)

<お詫びと訂正>

6月号広報誌の中で、内容に誤りがありました。ご迷惑をおかけしましたこととお詫びし、訂正いたします。

P1 表紙の投石の滝についての文章

(誤) ●苔が生えてる岩や木々に囲まれた滝は、初夏のさわやかな風を招き入れることているようで、見る者に心地良さを感じさせている。

(正) ●苔が生えてる岩や木々に囲まれた滝は、初夏のさわやかな風を招き入れることで、見る者に心地良さを感じさせている。